

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質に係る排出基準

1. 条例で定める有害物質

種類 (25 種類)	
アクリロニトリル ※1	テトラクロロエチレン ※1
アセトアルデヒド ※1	トリクロロエチレン ※1
エチレンオキシド ※1	トルエン ※1※4※5
塩化水素 ※2	鉛及びその化合物 ※3
塩化メチル	ニッケル化合物
塩素	砒素及びその化合物 ※3
カドミウム及びその化合物 ※3	1,3-ブタジエン ※1
クロム及び三価クロム化合物 ※4	ベリリウム及びその化合物 ※3
クロロエチレン ※1	ベンゼン ※1
クロロホルム ※1	ホルムアルデヒド ※1※6
1,2-ジクロロエタン ※1	マンガン及びその化合物 ※3
ジクロロメタン ※1	六価クロム化合物
水銀及びその化合物 ※3	

注) 下線は指定有害物質（設備・構造、使用、管理の基準が適用される）を示す。

また、太字は令和5年4月より規制対象に追加する物質、斜体は令和5年4月より指定有害物質から有害物質（設備構造基準から濃度基準）へ変更する物質を示す。

- ※1 揮発性有機化合物（VOC）に該当する物質は、廃棄物焼却炉の規制対象外。
- ※2 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。
- ※3 単体が対象となっている物質についてはその合金を含む。
- ※4 トルエン、クロム及び三価クロム化合物は、当分の間基準適用無し。
- ※5 トルエンについて小型乾燥炉（「2 届出施設」のうち1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m³/分未満のもの。）は規制対象外。
- ※6 熱分解等によりホルムアルデヒドを発生する物質には、パラホルムアルデヒド、メタホルムアルデヒド等がある。また、ホルマリン（ホルムアルデヒドの40%程度の水溶液）を使用する場合も、ホルムアルデヒドを排出する可能性がある。

2. 規制基準

物質	規制基準
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ① 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 ※廃棄物焼却炉には適用しない。

物質	規制基準
六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
上記に掲げる以外の物質	<p>温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³につき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。</p> $C = (K \cdot S) / Q$ <p>C : 有害物質の種類ごとの量(mg) S : 附表1に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K : 附表2に掲げる有害物質の種類ごとに定める値 Q : 乾き排出ガス量(m³/分)</p> <p>注) ただし S は周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。 ※1 揮発性有機化合物 (VOC) に該当する物質は、廃棄物焼却炉の規制対象外。 ※2 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。 ※3 トルエン、クロム及び三価クロム化合物は、当分の間基準適用無し。 ※4 トルエンについて小型乾燥炉は規制対象外。</p>

※ 令和5年4月の改正規則に基づき使用届の提出がされた施設は、測定義務及び排出基準は1年間猶予され令和6年4月から適用されます。

※ 令和5年4月の改正規則施行時に届出済であった施設のうち、新規追加物質及び基準変更物質の測定義務及び排出基準は1年間猶予され令和6年4月から適用されます。なお、基準変更物質は令和6年4月より前に新基準への移行も可能となります。(新規追加物質及び基準変更物質は「1条例で定める有害物質」を参照してください。)

附表1

場 合	S の算式
$Ho < 6$	b^2 ...①
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + b^2$...②
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + 22.1Ho^2$...③
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から $4.7(Ho-6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	$Ho > h$ $(Ho-h)^2 + d^2$...④
	$Ho \leq h$ d^2 ...⑤
上記以外の場合	$23.1(Ho-6)^2$...⑥

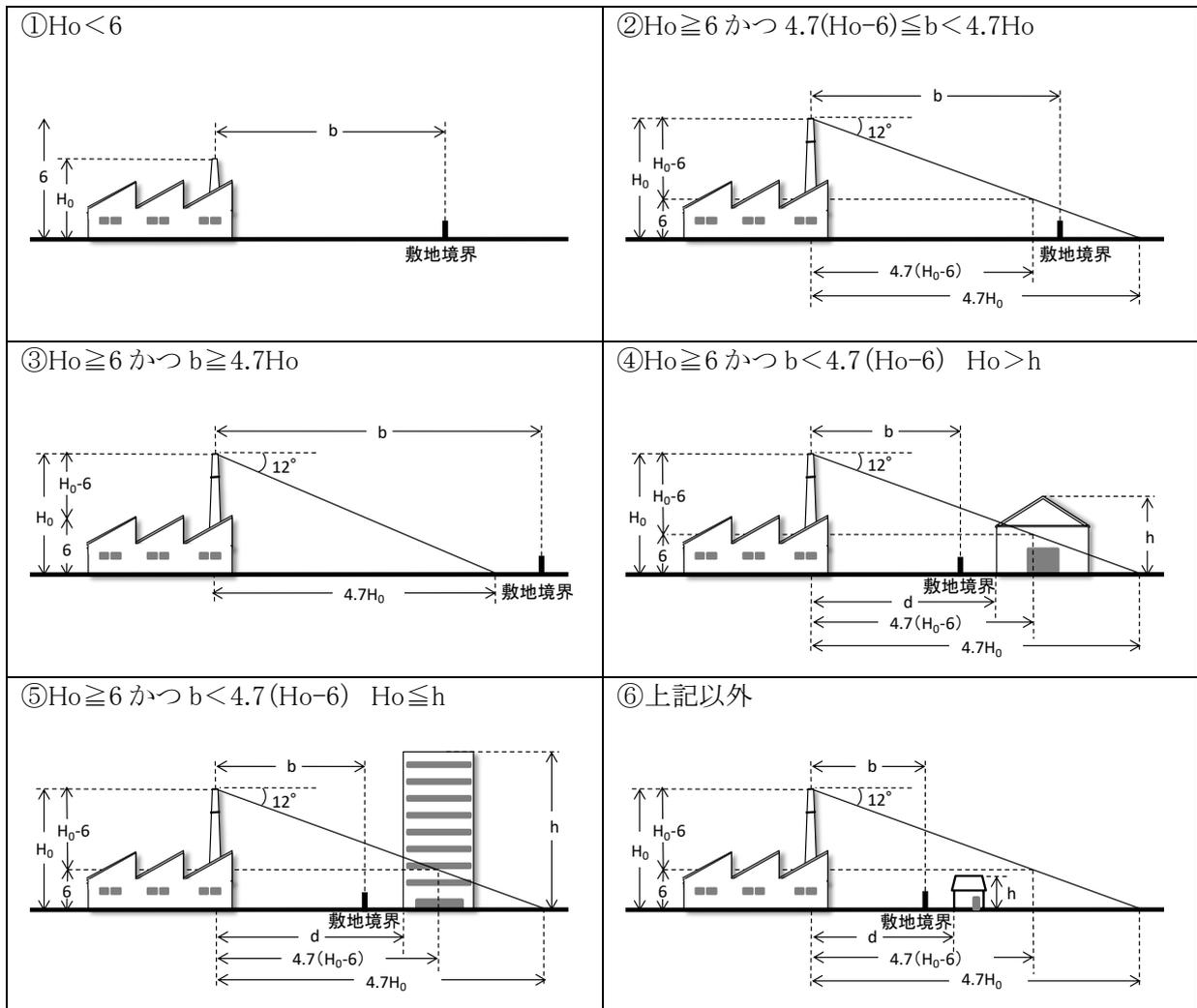
備考

- Ho : 排出口の実高さ(m)
- b : 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)
- h : 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)
- d : 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

附表 2

物質	K の値	物質	K の値
アクリロニトリル	2.72	水銀及びその化合物	0.0340(水銀として)
アセトアルデヒド	163	テトラクロロエチレン	272
塩化水素	5.54	トリクロロエチレン	177
塩化メチル	128	鉛及びその化合物	0.0680(鉛として)
塩素	3.23	ニッケル化合物	0.0340(ニッケルとして)
カドミウム及びその化合物	0.0170(カドミウムとして)	砒素及びその化合物	0.00816(砒素として)
クロロエチレン	13.6	1,3-ブタジエン	3.40
クロホルム	24.5	ベリリウム及びその化合物	0.00340(ベリリウムとして)
1,2-ジクロロエタン	2.18	ベンゼン	4.08
ジクロロメタン	204	ホルムアルデヒド	0.456
		マンガン及びその化合物	0.136(マンガンとして)

附表 1 の計算例



3. 測定義務について

有害物質に係る届出施設において、有害物質（六価クロム化合物、エチレンオキシドを除く。）を大気中に排出する者は、知事が定める測定方法により6月を超えない作業期間ごとに1回以上有害物質の測定を行わなければなりません。

測定方法は以下の通りです。

有害物質	測定方法
アクリロニトリル、塩化メチル(クロロメタン)、クロロエチレン(塩化ビニル)、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及び1,3-ブタジエン	(1)環境省策定の排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル(平成9年4月23日付け環大規第119号。以下「環境省マニュアル」という。)に準拠し、バッグ採取法、真空瓶採取法又はキャニスタ採取法により排出ガスを捕集する。 (2)(1)で捕集した試料をJIS K 0114に定めるガスクロマトグラフ分析法(水素炎イオン化検出器を用いる方法に限る。)又はJIS K 0123に定めるガスクロマトグラフ質量分析法により分析する。
アセトアルデヒド及びホルムアルデヒド	JIS K 0303に定める方法
塩化水素	JIS K 0107に定める方法
塩素	JIS K 0106に定める方法
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物	JIS K 0083に定める方法
水銀及びその化合物	JIS K 0222に定める方法のうちガス状水銀の測定法。ただし、水銀及びその化合物の量が著しく変動する有害物質に係る届出施設にあつては、排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)で定めるガス状水銀の測定法を適用することができるものとする。
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン	JIS K 0305に定める方法又は環境省マニュアルに定める方法
ベンゼン	JIS K 0088に定める方法又は環境省マニュアルに定める方法

測定要領は以下のHPに掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/yuugaisokutei.html>